



青井未帆  
山本龍彦

有斐閣 ストゥディア

「何かおかしいぞ」を言葉に変える  
「憲法感覚」を  
身に付けよう!

考える力を養おう  
自分から  
学びを深めよう  
なおかつ  
コンパクト!



詳細を見る



BOOK INFORMATION

# 憲法Ⅱ 総論・統治

青井未帆 = 山本龍彦

## 担当編集から

本書の刊行で、ようやくストウディアシリーズの憲法が完結しました。ストウディアの憲法の刊行予定を世に告知してから、何年経ったでしょうか。この間にどれだけ多くの法学部生が本書に触れずに卒業したかと思うと、複雑な思いもあります。しかし、完成した本書をあらためて読んでみると、完成までの年月、著者のお二人が研究・教育を重ねられてきただけのものが、確実に全体に沁みわたっていると感じます。

はしがきでも触れられていますが、折しも本書は、ロシアのウクライナ侵攻の年に刊行になりました。私たちは今、戦争というものがどのような口実をもって展開されていくのか、まざまざと見せつけられています。権力を統制する意義、平和を維持することの意義について、本書を読んで考えていただければと思います。

そして、『憲法Ⅰ 人権』にもぜひ手を伸ばしてください。憲法判例の展開を中心に解説がなされていて、活きた憲法が味わえます。(TS)

レベル	用途	対象
中級	学習 教養	学部 LS 一般

2022年10月発売 / 274頁 / 定価2090円(税込)  
A5判 / 並製

## Point

独自色は維持しながら、重要用語・重要判例は漏らさずかつゴツクにするなど、学習に配慮しています。

## 憲法の観念と立憲主義

### 1 「憲法」の基本的な意味

#### 「国家と憲法」

憲法とは、「国家」という巨大な統治団体の存在を基礎づけ、これを運営するための基本的事項を定めた根本法 (fundamental law) をいう。

この説明にはふたつのポイントがある。

ひとつは、国家に関する法だ、ということである。憲法は、〇〇同好会(サークル)に関する法でも、民間企業に関する法でもなく、「国家」に関する法なのである。もうひとつは、根本法ないし基本法だ、ということである。憲法には、国家を運営するための細々としたルールまでは書かれていない。たとえば、国家の行政作用を担う機関には、外務省や内閣府、警察庁など実にもさまざまなものがある。しかし、こうした国家機関の一つひとつを憲法が規定しているわけではない(細かいルールは、憲法より下位の法規範である「法律」や「命令」で規定されている。国家行政組織法などを参照してほしい)。根本法としての憲法が規定するのは、国家を構成する主要機関(たとえば、国会、内閣、裁判所)の権限や構成を含む、国家の基本的なオペレーティングシステム(OS: 運営の仕組み)なのである。

◎ このように、憲法は国家統治の基本を定めた根本法であるから、条文数もさほど多くない。日本国憲法の場合、編目も含めて103か条しかない。日本国憲法は、他国の憲法と比べて特に簡潔であるといわれる(英単語数で見ると、世界の憲法の平均が21900語であるのに対して日本国憲法は4998語である)。

ところで、憲法が対象とする「国家」とはどのような団体をいうのだろうか。さまざまな考えがあるが、一般には、①一定の領域をもち、②その領域内に定住する人間を包み、③対内的・対外的な干渉を受けずにそれらを実力により支配する力(統治権)をもった団体をいうとされる(国家とは、領域・人間・統治

権の3要素から構成されるという3要素説)。当たり前の説明のように思えるが、中世の封建制社会では、この意味における「国家」は厳密には存在しなかった。たとえば、中世ヨーロッパの国王は、対内的には地方領主(貴族)の干渉を受け、対外的にはカトリック教会等の干渉を受けており、その領域を排他的・直接的に支配する力はなかった。中世封建制社会に存在していたのは、現在の視点からみれば、「国家のような団体」であった。

国王が力をつけ、国王と民の間に存在した、領主や教会等のさまざまな中間団体(ミクロな権力主体)の支配権を一手に吸い上げることで、領域内で排他的支配権が確立する。それにより誕生したのが近代的な「国家」である。憲法は、ある領域において排他的な支配権をもった統治団体、すなわち国家の基本的運営事項を定める根本法というわけである。

◎ 領主や教会など、ミクロな権力が複雑に絡み合った中世的な統治構造と、「国家」により権力が一元化された近代的な統治構造のどちらが個人の自由にとって脅威だろうか。「国家」の統治権はたしかに強大だが、それによりミクロな権力が解体され、少なくとも権力関係は透明化しよう(個人と国家とがダイレクトに向き合う「二重構造図式」(樋口陽一))。「国家」に集中させた権力をしっかりとマネジメントできれば、中間集団が無秩序に権力を行使するよりも個人の自由が確保されるかもしれない。後述するように、この一元化された国家権力を適切にマネジメント(管理・統制)するが憲法ということになる。

#### 「形式的意味の憲法」と「実質的意味の憲法」

憲法に関するだいたいのイメージはつかめたと思うが、「憲法」という言葉が具体的に何を意味するのかは、文脈によって異なる。

第一に、成文の法典(憲典)を意味するものとして「憲法」という言葉が使われることがある(形式的意味の憲法)。この用法においては、どのような中身をもつものであっても、憲法典と名がつくものであれば、それは「憲法」だということになる。

第二に、ある特定の内容をもった法を意味するものとして「憲法」という言葉が使われることがある(実質的意味の憲法)。この用法においては、憲法典という形式をとっていかなくても、ある特定の内容をもってれば、それは「憲